

石川県公報

平成30年12月14日

第13165号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 （医療対策課）	1
○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 （農業基盤課）	1
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 （同）	2
○公共測量実施公告 （監理課）	2
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	2

告 示

石川県告示第516号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成30年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
PET-CT装置 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成30年11月1日
- 落札者の名称及び所在地
セントラルメディカル株式会社
金沢市西念3丁目1番5号
- 落札金額
206,010,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成30年9月21日

公 告

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を平成30年12月17日から平成31年1月22日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知つ

た日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場 所
武部新池地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	中能登町農林課
殿町池地区	〃	〃	志賀町農林水産課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成30年12月17日から平成31年1月22日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場 所
柳田南部地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町農林水産課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	平成30年11月13日から 平成31年5月31日まで	石川県かほく市高松地内

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第133号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月14日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）大聖寺警察署管内の表142の項を次のように改める。

142	削	除
-----	---	---

別表第1（信号機の設置場所）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

173	片山津本町	加賀市片山津町チ105番地1先	H30. 11. 19
-----	-------	-----------------	-------------

別表第 1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表に次のように加える。

360	乙丸南	白山市乙丸町142番地 1 先	H30. 11. 19
-----	-----	-----------------	-------------

別表第 1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表74の項を次のように改める。

74	削		除
----	---	--	---

別表第 1（信号機の設置場所）輪島警察署管内の表30の項を次のように改める。

30	削		除
----	---	--	---

別表第 1（信号機の設置場所）珠洲警察署管内の表55の項を次のように改める。

55	瑞穂	鳳珠郡能登町字瑞穂10字139番地先	S 48. 7. 7
----	----	--------------------	------------

別表第11（最高速度の指定）能美警察署管内の表 4 の項を次のように改める。

4	市道岩内金剛寺線	能美市岩内町1276番地先から 能美市岩内町ム 4 番地 1 先まで	約750 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
---	----------	---------------------------------------	--------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11（最高速度の指定）能美警察署管内の表56の項を次のように改める。

56	削		除
----	---	--	---

別表第13（車両通行帯）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

100	国道 8 号山側側道	金沢市駅西新町 3 丁目215番地先から 金沢市駅西新町 3 丁目214番地先まで (南新保町方向から西念交差点に至る方向)	3 本	約30 メートル
-----	------------	----------------------------------------------------------------------	-----	-------------

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

56	国道 8 号山側側道	金沢市駅西新町 3 丁目215番地先から 金沢市駅西新町 3 丁目214番地先まで (南新保町方向から西念交差点に至る方向)	約30 メートル	3 本	終日	道路左側から数えて 1 番目の通行帯は左折及 び直進、2 番目、3 番 目の通行帯は右折
----	------------	----------------------------------------------------------------------	-------------	-----	----	-------------------------------------------------------

別表第18（駐車禁止）大聖寺警察署管内の表47の項を次のように改める。

47	削		除
----	---	--	---

